

「千代田区安心生活見守り台帳」 概要とQ&A

千代田区では、日常的な見守りや異変時の緊急支援、災害時の救援体制を強化するため「千代田区安心生活見守り台帳」を作成しています。

1 「千代田区安心生活見守り台帳」とは何ですか？どう活用されるのですか？

区内在住者で、体調異変時に不安がある方や、災害時に自力で避難することが難しい方々を対象に、希望による登録方式により、日常的な見守りや、災害時、体調異変時の救援体制づくりの支援を行うために活用します。また、情報の外部提供について、事前に本人の同意を得られた方に限り、お住まいの町会、民生・児童委員、消防署、警察署、千代田区社会福祉協議会へ登録した情報を提供しています。

2 登録はどのように行うのですか？

登録票は、在宅支援課、障害者福祉課、災害対策・危機管理課、各出張所、総合窓口課、高齢者あんしんセンター、もしくは郵送で受け付けています。郵送の場合は下記までお送りください。

※ 登録内容を確認したうえで、区から登録希望者に連絡を行う場合がありますので、予めご了承ください。

〒102-0074

千代田区九段南1-6-10 かがやきプラザ1F

千代田区 在宅支援課 相談係 宛

「登録票在中」

3 登録の対象者は？

千代田区に住民票があり、実際に住んでいる方で、次の①～⑥のいずれかに該当する方が対象です。

- ①65歳以上の方（今年度中に65歳になる方を含む）
- ②介護保険における要介護・要支援の認定を受けている方
- ③「身体障害者手帳」をお持ちの方
- ④「愛の手帳」をお持ちの方
- ⑤精神障害保健福祉手帳、若しくは自立支援医療（精神通院医療）受給者証をお持ちの方
- ⑥東京都難病患者等に係る医療費等の助成を受けている方

※ 病院や施設などに、入院または入所している方は対象になりません。

4 登録情報を提供する外部機関とは、どこですか？

登録者の住所地の「①所管の消防署 ②所管の警察署 ③担当地域の民生・児童委員 ④居住管内の町会 ⑤千代田区社会福祉協議会」の5か所です。必ずしも5か所すべてに提供するのではなく、登録者自身で提供先を選んでいただくことができます。皆様の承諾なしに区が外部機関に情報を提供することはありません。

※ ただし、災害が発生し、個人の生命、身体、健康又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき等は、千代田区個人情報保護条例に基づき、提供を行う場合があります。

5 災害時要援護者名簿との違いは何ですか？

安心生活見守り台帳登録者のうち、次の①～⑥のいずれかに該当する方は、災害時要援護者名簿へ自動的に登載されます。

- ①65歳以上の方でひとり暮らし、または65歳以上の方のみで暮らしている方
- ②要介護3～5の方
- ③身体障害者手帳1～2級の方
- ④愛の手帳をお持ちの方
- ⑤精神障害保健福祉手帳、若しくは自立支援医療（精神通院医療）受給者証をお持ちの方
- ⑥東京都難病患者等に係る医療費等の助成を受けている方

6 個人情報の管理は、どのように行っているのですか？

登録された方の情報は、区の個人情報保護条例に基づき、厳重に管理しています。また、外部機関に情報を提供する際は、提供先と覚書を締結し、個人情報漏えい防止遵守を徹底しています。

※ 台帳をもとに、地域の自主的な平常時からの見守り支援、災害時における救援体制づくりを支援していきます。ただし、災害の状態によっては、救援体制にも限界があることを予めご理解ください。区は、今後もこうした「公助」を強化していきますが、まずは、日頃からご家族を含めた「自助」、ご近所による「協助」を推進していただきたく、ご協力をお願いいたします。

問合せ先【月～金（祝日、年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時】

千代田区

在宅支援課

【直通電話】03-6265-6483

障害者福祉課

【直通電話】03-5211-4214

災害対策・危機管理課

【直通電話】03-5211-4187